



第122期

# 報 告 書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

浅香工業株式会社

# 株主の皆様へ

平素は格別のご支援を賜りまして、誠に有難く厚く御礼申しあげます。

さて、当社第122期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の報告書をお送りいたしますので、ご高覧のほどよろしくお願い申し上げます。

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ①事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、インバウンド需要の拡大に加え、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調となりました。一方で、中東・東欧の地政学的リスクの長期化や米国の通商政策の影響の他、原材料やエネルギー価格の高止まりや物価上昇による消費者マインドの悪化等、依然として景気の先行きは不透明な状況となっております。

このような情勢下におきまして、ショベル類を含む生活関連用品については、お客様の視点に立った製品開発および既存商品の改良改善を行い、積極的な営業活動に努力してまいりました。その中で更なる販売価格改定を実施し、消費動向の変化による影響がありましたが、土農具類および除雪関連用品は順調に推移し増収となりました。一方で、物流機器類については、引き合い案件が減少傾向にある中で売上高は比較的順調に推移いたしました。前上期は売上計上案件が集中したことにより前期と比較すると減収となりました。これらの結果、売上高は8,357百万円（対前期比1.1%減）となりました。

利益面につきましては、物流機器類は大幅な減収となりましたが、生活関連用品では販売価格改定等の影響で若干ながら利益率が向上した他、コストの低減と諸経費の節減等に努めました結果、営業利益は311百万円（対前期比2.1%増）、経常利益は346百万円（対前期比3.0%増）、当期純利益は投資有価証券売却益が258百万円となったことから410百万円（対前期比80.2%増）となりました。

次にセグメント別の業況についてご報告申し上げます。

#### 生活関連用品

ショベル類につきましては、販売価格改定や消費者マインドの悪化等の影響によるお客様の買い控えの傾向がある中、新製品の2wayショベルや9月に発売したエヴァングリオンコラボショベル等を中心に積極的な営業活動を行い、国内向け売上高は772百万円（対前期比4.4%増）となりました。輸出においては、中間期までは比較的順調に推移したものの、下期はアメリカ向けや中

中央アフリカ向けの売上が減少したため、売上高は60百万円（対前期比33.6%減）となり、ショベル類全体の売上高は832百万円（対前期比0.3%増）となりました。

アウトドア用品類、工事・農業用機器類につきましても、一部商品の更なる販売価格改定の影響等により買い控えの傾向がある中、除雪関連用品や猛暑による散水関連用品の他、土農具類の売上が伸び、売上高は4,478百万円（対前期比6.3%増）となり、生活関連用品全体の売上高は5,311百万円（対前期比5.3%増）となりました。

### 物流機器

物流機器類につきましては、引き合い案件が減少傾向にある中で懸命な受注活動を行った結果、受注金額では前期実績を上回り、売上高につきましても比較的順調に推移いたしました。前上期は売上計上案件が集中したことにより前期と比較すると減収となり、売上高は3,046百万円（対前期比10.5%減）となりました。

#### ②今後の見通し

今後の見通しにつきましては、引き続きインバウンド需要や雇用・所得環境の改善により、景気は緩やかながらも回復基調が続くことが期待されるものの、原材料やエネルギー価格の高止まりによる仕入価格の上昇や為替変動の他、地政学的リスクの長期化や国際情勢の不安定化等、見通しは依然として不透明な状況が続くものと見込まれます。

このような環境下において、除雪関連用品については降雪の影響により、市場の流通在庫は減少しているため冬場に向けた早期受注は一定量期待できる状況にあります。原材料やエネルギー価格の高騰に伴う販売価格改定の影響に加え、物価上昇による消費者マインドの悪化懸念の他、物流機器類についても引き合い案件が減少する中で収益悪化も含めて厳しい状況になることが予想されます。今後も売上拡大と収益性の強化を図り、全社を挙げて業績向上に邁進する所存であります。

#### ③設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

#### ④資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第119期 (2023年3月期)	第120期 (2024年3月期)	第121期 (2025年3月期)	第122期(当期) (2026年3月期)
売上高(百万円)	8,562	8,582	8,448	8,357
経常利益(百万円)	295	370	336	346
当期純利益(百万円)	195	302	227	410
1株当たり当期純利益	203円24銭	314円95銭	236円98銭	427円05銭
総資産(百万円)	6,942	7,327	6,844	7,011
純資産(百万円)	3,502	4,015	4,222	4,598

(注) 1株当たり当期純利益につきましては、自己株式数を控除した期中平均株式数を基礎にして算出しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

特に記載すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は品質第一主義の経営方針に基づき、お客様に満足頂ける製品・商品の開発や品揃えの充実を中長期的経営の重点目標としております。また、販路の拡大と粗利率の改善を図る一方、販売費及び一般管理費の削減に努め合理的かつ効率的な経営を推進し、ROE（自己資本利益率）の向上を目指して株主利益の拡大に努めてまいります。

当社が対処すべき課題として、現在展開中の具体的な取り組みは以下のとおりであります。

- ①当社の主力製品であるショベル・スコップについては、海外からの廉価品との競合等、極めて厳しい環境下にあるが、ユーザー志向に沿った製品の品揃えを目指し、生産体制の強化および生産効率の向上に向け、生産設備の刷新、改修を図る。
- ②土農工具・園芸用品については、地域性や特殊用途の機能性を重視しながらお客様の視点に立った製品開発、既存製品の改良改善を行うとともに、海外事業およびEC事業の強化により、売上拡大と収益力向上を図る。
- ③物流システム関連商品については、新規販路の拡大に加え、納入実績のあるユーザーに対するサービスの強化・掘起しを重点に顧客の満足度を満たす営業活動と時代に応じた技術の向上に力を注ぐ。
- ④少子高齢化時代に即応した安全で使いやすい商品や環境に配慮した商品等、社

会や生活の変化に合った斬新な商品企画・商品改革に全力を尽くす。

- ⑤その他人材の育成については、安全教育の徹底およびモラルの向上と規律正しい活力ある組織作りを目指し、経営の効率性を図ると共にコンプライアンスの徹底、適時適正開示、リスク管理等を含め内部統制の更なる充実に力を注ぐ。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社の製造、販売する主要な製品・商品は次のとおりであります。

取扱品目	主要な製品・商品
生活関連用品	
シヨベル類	シヨベル、スコップ、スペード
アウトドア用品類	園芸用具
工事・農業用機器類	土木・建築工事用機器、農具、木工製品
物流機器	電動移動棚、回転ラック、重・中・軽量ラック、搬送用具、店舗什器

(6) 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

本社	堺市堺区
支店	関東支店（さいたま市北区）、北海道支店（北海道江別市）、名古屋支店（愛知県春日井市）、福岡支店（福岡市博多区）
工場	堺市堺区

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
142名	3名減	47歳7ヶ月	20年8ヶ月

(注) 臨時使用人（パートタイマー、アルバイト）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	227
株式会社関西みらい銀行	223
株式会社みなと銀行	170
株式会社池田泉州銀行	148

(注) 上記の借入額は社債を含んでおります。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,037,080株  
(うち自己株式76,494株を含む)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 1,213名
- (5) 大株主

当社の大株主の状況は以下のとおりであります。

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
浅香工業取引先持株会	102	10.66
INTERACTIVE BROKERS LLC	45	4.71
アサカ従業員持株会	34	3.59
浅香佳子	31	3.24
日本伸銅株式会社	30	3.12
株式会社西沢材木店	27	2.85
浅香肇	27	2.82
浅香幸三	25	2.68
三菱UFJ eスマート証券株式会社	25	2.67
H M G J A P A N F U N D	20	2.15

- (注) 1. 当社は、自己株式を76,494株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 持株数および持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

### 3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- I 法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という）の体制に係る規程を制定するとともに、取締役および使用人が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための行動基準を設ける。
- II 代表取締役は、管理本部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者に任命し、管理本部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
- III 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力、団体とは一切の関係をもたず、会社組織をもって毅然とした姿勢で対応する。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存および管理については、「文書管理保存規程」を作成し、文章、または、電磁的媒体にて行う。また、必要に応じ関連規程の見直し改善を図る。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- I 業務執行に係るリスクを把握し、適切なリスク対応を行うために、リスク管理規程を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
- II 全社的なリスクを総括的に管理する部門は管理本部とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- I 代表取締役は管理本部担当取締役を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命する。
- II 業務の運営については、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう総括責任者が監督する。  
各部門担当取締役は、経営計画に基づいた具体的な施策および効率的な業務遂行体制を整えるとともに、阻害する要因の分析とその改善に努める。

Ⅲ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として、月1回の定例取締役会を開催する。また、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催する。

⑤ **当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

I 当社ならびに子会社の管理は管理本部本部長（取締役）が統括し、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡協議会を開催する。

II 子会社の所轄業務については、担当取締役が経営計画に基づいた施策と効率的な業務の遂行およびコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立、整備等を図るとともに、子会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会および監査等委員会に報告する。

Ⅲ 取締役会および子会社代表取締役は、問題点の把握と改善に努めるものとする。

⑥ **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、補助すべき使用人を配置する。また、配置された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けないものとする。

⑦ **取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

I 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が、監査等委員会に報告すべき事項、監査等委員が出席する会議、監査等委員が閲覧する書類等を明確に定め、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対し周知徹底を図る。

II 監査等委員会は必要に応じいつでも、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができる。

- Ⅲ 内部公益通報制度の適切な運用管理により、法令違反その他コンプライアンス上の問題について報告体制を確保している。
- Ⅳ 上記の報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないことを、内部公益通報規程にて適切に運用するものとする。

**⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- Ⅰ 代表取締役は、監査等委員会と相互の意思疎通を図るため積極的に会合をもつこととする。
- Ⅱ 内部監査室は、内部監査の計画および結果を、監査等委員会に対しても報告を行い相互の連携を図る。
- Ⅲ 監査等委員からその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求があった場合には、必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続に従い、これに応じるものとする。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記のとおり、会社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を整備しております。当該基本方針については、必要に応じて見直しを行い、取締役会に報告するとともに、運用上の不備については、適宜是正・改善し、適切な内部統制システムの構築、維持に努めております。

また、部課長を対象にコンプライアンス研修を実施するとともに、定期的なリスク管理委員会の開催、「倫理行動規範」、「内部公益通報規程」の周知を図る等を行っております。

#### 4. 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

##### (1) 「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる特定の者の大規模買付行為を受け入れる可否かは、最終的には当社株主の皆様ごの判断に委ねられるべきものと考えますが、当社株主の皆様が、その有する権利に関して重大な影響をもちうる大規模買付行為に際して適切な判断を行うためには、大規模買付者からの情報提供のみならず、当社取締役会を通じた適切かつ十分な情報の提供および大規模買付行為に対する当社取締役会の評価や意見等の提供が必要不可欠なものであると考えます。

また、当社の企業価値や株主共同の利益が損なわれると認められる場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置を講じることが当社の取締役としての責務であると考えております。

以上のような考えに基づき、当社取締役会は、当社株式等に対する大規模買付行為に関する対応方針を決議し、大規模買付行為を行う場合の手続きを定めました。

##### (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は寛文元年（1661年）に創業いたしました。その後、1893年にショベル、スコップの国産化に成功して以来、「良品声なくして人を呼ぶ」という経営理念に沿った品質第一主義の製品・商品創りに徹し、象印のシンボルマークをもって業界をリードするメーカーとしての地位を築いてまいりました。昨今の品質を度外視した海外からの廉価品が溢れる市場の中で、プロが作り、プロが使用する品質本位のモノ作りをする技術の伝承とともに、自然環境との共生、少子高齢化時代を見据えた新たな商品開発に徹することが、当社の社会的使命であり、これを実現していくことが、長期にわたり当社の企業価値を向上させ株主共同の利益確保に資するものであると考え、企画開発課を中心に新製品の開発、既存商品の改善等に取り組んでおります。

##### (3) 当社の大規模買付行為の対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また本対応

策は当社の企業価値や株主共同の利益を確保し、向上させることを前提とし2007年4月13日開催の当社取締役会にて決定した上、同年定時株主総会において、2010年6月開催の定時株主総会終結後の最初に開催される取締役会の終了時点までを有効期限とし、当社の株式等大規模買付行為への対応方針としてまいりました。その後、この対応方針の一部に修正を加えながら、実質的に同一の内容にて更新することを2010年6月29日開催の当社第106期定時株主総会から2025年6月27日開催の当社第121期定時株主総会まで、3年毎に本対応策の継続に関し、株主の皆様のご承認をいただきました。これにより株主の皆様のご意向が反映されておりますので、本対応策は当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

**(4) 大規模買付行為の対応策が会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと**

大規模買付行為の対応策を適正に運用し、当社取締役会に恣意的な判断がなされることを防止するための独立機関として引き続き特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするために、当社社外取締役および社外有識者（弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等）の中から選任します。

当社の大規模買付行為の対応策が、当社役員の地位の維持目的でなく、当社の企業価値および株主共同の利益の確保ないしその向上という目的を達成するためには、客観的かつ合理的な判断を行うことが求められるため、重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会は当委員会の勧告を最大限に尊重するものとしております。

**(5) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

大規模買付行為の対応策の詳細につきましては当社ウェブサイト（アドレス <https://www.asaka-ind.co.jp/>）「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の更新について」をご覧ください。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	千円	<b>負 債 の 部</b>	千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,646,633</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,881,042</b>
現金及び預金	1,247,367	電子記録債務	105,812
受取手形	18,305	買掛金	540,701
電子記録債権	461,521	短期借入金	630,000
売掛金	1,081,761	1年内返済予定の長期借入金	84,744
商品及び製品	1,448,431	未払金	66,380
仕掛品	106,729	未払費用	110,083
原材料及び貯蔵品	138,194	未払法人税等	154,128
前渡金	6,190	未払消費税等	48,982
前払費用	20,745	前受金	24,726
未収入金	64,223	預り金	26,469
為替予約	48,637	賞与引当金	68,100
その他	4,725	返金負債	20,814
貸倒引当金	△200	その他	100
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,364,960</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>531,623</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>627,124</b>	社債	200,000
建物	443,593	長期借入金	36,185
構築物	16,616	繰延税金負債	295,438
機械及び装置	123,613	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,412,665</b>
車両運搬具	8,713	<b>純 資 産 の 部</b>	
工具、器具及び備品	8,263	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,840,777</b>
土地	8,746	資本金	829,600
建設仮勘定	17,577	資本剰余金	509,408
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>9,341</b>	資本準備金	509,408
ソフトウェア等	9,341	利益剰余金	2,588,964
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,728,494</b>	利益準備金	131,380
投資有価証券	1,506,395	その他利益剰余金	2,457,584
関係会社株式	50,876	買換資産圧縮積立金	32,499
破産更生債権等	394	別途積立金	500,000
前払年金費用	8,600	繰越利益剰余金	1,925,084
その他	162,622	<b>自 己 株 式</b>	<b>△87,194</b>
貸倒引当金	△394	評価・換算差額等	758,150
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,011,593</b>	その他有価証券評価差額金	724,882
		繰延ヘッジ損益	33,268
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,598,928</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>7,011,593</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（2025年4月1日から  
2026年3月31日まで）

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		8,357,984
売 上 原 価		6,056,183
売 上 総 利 益		2,301,801
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,990,698
営 業 利 益		311,103
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	34,351	
そ の 他	29,137	63,489
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,759	
そ の 他	13,083	27,843
経 常 利 益		346,750
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	258,410	
補 助 金 収 入	7,960	266,370
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	7,960	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	6,977	14,937
税 引 前 当 期 純 利 益		598,183
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	192,000	
法 人 税 等 調 整 額	△4,037	187,962
当 期 純 利 益		410,221

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資本金	資 本 金	利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 計		
		資 本 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 上 積 立 金	繰 上 積 立 金	繰 上 積 立 金			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2025年4月1日 残高	829,600	509,408	131,380	34,200	500,000	1,561,193	2,226,773	△87,155	3,478,626	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△48,030	△48,030		△48,030	
買換資産圧縮積立金の取崩				△1,700		1,700	-		-	
当期純利益						410,221	410,221		410,221	
自己株式の取得								△39	△39	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△1,700	-	363,891	362,190	△39	362,151	
2026年3月31日 残高	829,600	509,408	131,380	32,499	500,000	1,925,084	2,588,964	△87,194	3,840,777	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円	千円
2025年4月1日 残高	724,637	19,646	744,284	4,222,910
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△48,030
買換資産圧縮積立金の取崩				-
当期純利益				410,221
自己株式の取得				△39
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	244	13,621	13,866	13,866
事業年度中の変動額合計	244	13,621	13,866	376,018
2026年3月31日 残高	724,882	33,268	758,150	4,598,928

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 役員

(2026年3月31日現在)

代表取締役社長	岡田	実
常務取締役	河本	幸博
取締役	田中	隆信
取締役	西川	強
取締役(常勤監査等委員)	小原	誠
社外取締役(監査等委員)	中務	正裕
社外取締役(監査等委員)	田中	宏明

## 会社の概況

(2026年3月31日現在)

創業	1893年5月5日
設立	1931年11月25日
資本金	829,600,000円
事業所	本社 〒590-0982 および工場 堺市堺区海山町2丁117番地 電話 (072) 229-5227 (代表) (072) 229-5137 (代表)
関東支店	〒331-0823 さいたま市北区日進町3丁目426-1 電話 (048) 657-8358 (代表)
北海道支店	〒067-0051 北海道江別市工栄町20番地の1 電話 (011) 383-3136 (代表)
名古屋支店	〒486-0844 愛知県春日井市鳥居松町4丁目96番地A 電話 (0568) 27-5161 (代表)
福岡支店	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南5丁目19番7号 電話 (092) 471-6185 (代表)

## 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会開催時期	毎年6月
定時株主総会の基準日	3月31日
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
上場証券取引所	東京証券取引所
公告方法	電子公告とし、当社ウェブサイトに掲載いたします。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市内において発行する産経新聞に掲載いたします。 当社ウェブサイト <a href="https://www.asaka-ind.co.jp/">https://www.asaka-ind.co.jp/</a>

## 株式に関するお手続きについて

①証券会社等の口座に記録されている場合と、②特別口座に記録されている場合で、株式に関するお手続きが異なりますので、当該窓口にお問合せください。

### ①証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
<input type="checkbox"/> 郵便物等の発送と返戻に関するご照会 <input type="checkbox"/> 支払期間経過後の配当金に関するご照会 <input type="checkbox"/> 株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 電話 0120-094-777 (通話料無料)
<input type="checkbox"/> 住所・氏名等のご変更 <input type="checkbox"/> 単元未満株式の買取請求 <input type="checkbox"/> 配当金の受領方法・振込先のご変更	口座を開設されている証券会社等にお問合せください。	

### ②特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
<input type="checkbox"/> 特別口座から一般口座への振替請求 <input type="checkbox"/> 単元未満株式の買取請求 <input type="checkbox"/> 住所・氏名等のご変更 <input type="checkbox"/> 特別口座の残高照会 <input type="checkbox"/> 配当金の受領方法・振込先のご変更	特別口座の口座管理機関	〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 電話 0120-094-777 (通話料無料)
<input type="checkbox"/> 郵便物等の発送と返戻に関するご照会 <input type="checkbox"/> 支払期間経過後の配当金に関するご照会 <input type="checkbox"/> 株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 電話 0120-094-777 (通話料無料)